



令和 2（2020）年

栃 木 県 の 人 口

— 栃木県毎月人口調査報告書 —

自 令和元（2019）年10月
至 令和2（2020）年 9月

栃 木 県

ま え が き

この報告書は、栃木県統計調査条例及び栃木県統計調査条例施行規則に基づき、県が市町の協力を得て実施している栃木県毎月人口調査結果のうち、令和元（2019）年10月から令和2（2020）年9月までの1年間の本県の人口の動きをまとめたものです。本書を各種行政施策を始め、各方面での基礎資料として広く活用いただければ幸いです。

なお、この調査の実施に御協力いただいております各市町をはじめ関係各位に対しまして、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力をお願いいたします。

令和2（2020）年11月

栃木県県民生活部長 千金楽 宏

目 次

本書の利用に当たって	2
用語の説明	2
栃木県人口の変遷	3
調査結果の概要	
第1 人 口	
1 本県の状況	
(1) 人口	4
(2) 自然動態	4
(3) 社会動態	5
(4) 年齢別人口	6
(5) 平均年齢	7
(6) 人口性比	7
2 市町の状況	
(1) 人口	8
(2) 年齢別人口	9
(3) 県内移動（市町間の社会動態）	10
第2 世 帯	
(1) 世帯数	10
(2) 世帯人員	10
(参考) 本県の人口ピラミッド	11
統 計 表	
第 1 表 人口と世帯数の推移	14
第 2 表-1 月別人口と世帯数の推移（総数）	16
第 2 表-2 月別人口の推移（男）	17
第 2 表-3 月別人口の推移（女）	17
第 3 表 市町別人口動態と世帯数	18
第 4 表 市町別年齢別人口と世帯数	22
第 5 表 市町別月別人口と世帯数	24
第 6 表 県内市町間移動者数	30
第 7 表 県外からの転入・県外への転出者数	35
第 8 表 年齢（5歳階級）別県外転入・転出者数	35
第 9 表-1 市町別年齢構成指数	36
第 9 表-2 市町別年齢（3区分）別人口構成比、平均年齢、性比	37
第10表 市町別年齢（5歳階級）別人口	38
第11表-1 年齢（各歳）別・男女別人口（県計）	40
第11表-2 年齢（各歳）別・男女別人口（市部計）	41
第11表-3 年齢（各歳）別・男女別人口（郡部計）	42
第12表 年齢別人口及び構成比・平均年齢	43

本書の利用に当たって

この報告書は、栃木県毎月人口調査の令和元（2019）年10月から令和2（2020）年9月までの調査結果を収録したものである。

栃木県毎月人口調査は、国勢調査の実施間における県内市町村の常住人口及び世帯数の動向を明らかにするため、栃木県統計調査条例及び栃木県統計調査条例施行規則に基づき実施しているもので、市町村別人口と世帯数については昭和35（1960）年11月1日現在から毎月、年齢別人口については昭和61（1986）年10月1日現在から毎年調査結果を公表している。

この調査における人口及び世帯数は、平成27（2015）年の国勢調査の結果による人口と世帯数を基礎とし、これに住居基本台帳法の規定に基づき住民票の記載、削除等をした出生・死亡・転入・転出数及び世帯の増減数を加減し推計した。

また、過去の推計については、参考2の資料を用いて推計した。

用語の説明

1 自然動態

- (1) 出生 出生届により住民票の記載をしたもの。
- (2) 死亡 死亡届により住民票の削除をしたもの。
- (3) 自然増減 出生（数）から死亡（数）を差し引いたもの。

2 社会動態

- (1) 転入
 - ア 県内及び県外 県内他市町村または他都道府県もしくは国外から当該市町村に転入したもの（転入届により住民票の記載をしたもの）。
 - イ その他 市町村長が職権により住民票の記載をしたもの（その他、実態調査、記載事項の修正等により調整したもので人口の増加に関係するものを含む）。
- (2) 転出
 - ア 県内及び県外 当該市町村から県内他市町村または他都道府県もしくは国外へ転出したもの（転出届により住民票の削除をしたもの）。
 - イ その他 市町村長が職権により住民票の削除をしたもの（その他、実態調査、記載事項の修正等により調整したもので人口の減少に関係するものを含む）。
- (3) 社会増減 転入（数）から転出（数）を差し引いたもの。

※社会動態のうち「県内」における転入・転出の両数値は、当該市町村への届出の時間差等により一致しない。

3 本書中に用いた記号

- 「▲」 マイナス 「－」 該当数字なし 「…」 不詳
- 「％」 百分率（パーセント） 「***」 市町村合併により数値が得られない場合

4 率等の算出方法

対前年増減率（％） $(\text{人口増減数} / \text{前年10月1日現在人口}) \times 100$

人口性比 $(\text{男性人口} / \text{女性人口}) \times 100$

年齢（歳） 当該年9月30日現在の満年齢

平均年齢（歳） $\{(\text{各年齢} \times \text{各歳人口}) / \text{当該年10月1日現在各歳別人口の合計}\} + 0.5$

※85歳以上は、(85×85歳以上人口)として算出している。

※9月30日現在の満年齢（誕生日を迎えるごとに1歳を加える年齢の数え方）を用いて集計しているため、それぞれに各歳と0日から364日までの人がいることを考慮し、平均である半年分（0.5歳）を加えている。

- 従属人口指数 *1) $\{(15 \text{ 歳未満人口} + 65 \text{ 歳以上人口}) / (15 \sim 64 \text{ 歳人口})\} \times 100$
 年少人口指数 *2) $(15 \text{ 歳未満人口}) / (15 \sim 64 \text{ 歳人口}) \times 100$
 老年人口指数 *3) $(65 \text{ 歳以上人口}) / (15 \sim 64 \text{ 歳人口}) \times 100$
 老年化指数 *4) $(65 \text{ 歳以上人口}) / (15 \text{ 歳未満人口}) \times 100$

- *1) 15～64 歳人口 100 人に対し、15 歳未満と 65 歳以上が何人いるかを表す。
 *2) 15～64 歳人口 100 人に対し、15 歳未満が何人いるかを表す。
 *3) 15～64 歳人口 100 人に対し、65 歳以上が何人いるかを表す。
 *4) 15 歳未満人口 100 人に対し、65 歳以上が何人いるかを表す。

(参 考 1) 栃木県毎月人口調査推計人口と住民基本台帳人口との違い

推計人口は、常住人口（住民登録地にかかわらず、調査時の常住地において集計された人口）である国勢調査人口を基準とし、登録人口（住民基本台帳人口）の異動分を加減し算出しているのに対し、住民基本台帳人口は登録人口そのものであるため、両者は一致しない。

- 推計人口 : 国勢調査人口 + (出生・転入者数 - 死亡・転出者数)
 住民基本台帳人口 : 住民基本台帳に記載されている者

(参 考 2) 推計に用いた異動数に関する資料

推 計 期 間	国 勢 調 査	住民登録の 異動数	外国人登録法 による異動数	食糧管理法に よる異動数
昭和 35 (1960) 年 10 月～昭和 44 (1969) 年 3 月	直近の結果	○	○	○
昭和 44 (1969) 年 4 月～平成 24 (2012) 年 8 月	直近の結果	○	○	
平成 24 (2012) 年 9 月～現在	直近の結果	○		

栃木県人口の変遷

栃木県が誕生した明治 6(1873)年に 436,921 人であった本県の人口は、明治 44(1911)年には 100 万人(1,007,468 人)に到達し、第 1 回国勢調査が実施された大正 9(1920)年には 1,046,479 人、昭和 15(1940)年には 1,206,657 人と増加した。

第二次世界大戦中には本県への一時疎開などにより人口が急増し、終戦を迎えた昭和 20(1945)年までの 5 年間の人口増加率(28.2%)は全国一の高さであった(*沖縄県を除く)。その後も復員や引き揚げ、第一次ベビーブーム(昭和 22(1947)年～24(1949)年)などで増加したが、昭和 25(1950)年から約 10 年間は京浜工業地帯などへ労働人口が流出し、減少に転じた。

昭和 30 年代後半からは、県内の工業化や都市化の進展に伴い極端な人口流出はみられなくなり、昭和 40(1965)年には 1,521,656 人となった。昭和 41(1966)年は「丙午(ひのえうま)」の伝承による出生減の影響を受けて人口が減少したが、昭和 42(1967)年に再び増加に転じてからは、人口は増加し続け(昭和 44(1969)年から昭和 55(1980)年までは年間約 2 万人のペースで増加)、平成 9(1997)年 9 月 3 日、本県人口は 200 万人(2,000,078 人)に到達した。

しかし、全国的な少子高齢化傾向の中、本県でも平成 18(2006)年には初めて自然動態が減少に転じるなど、近年の人口は、平成 17(2005)年 12 月 1 日現在の 2,017,664 人をピークに減少傾向(平成 19(2007)年を除く)となり、平成 23(2011)年 11 月 1 日現在人口(1,999,972 人)で 200 万人を下回り、現在に至っている。